

公共施設の駐車場等有効活用に向けた実証実験 出店募集要項

1 目的

公共施設の有効活用の一環として、市役所敷地内の余剰スペースを活用した移動販売車（キッチンカー）の出店が、地域の賑わいや事業者の販売機会の創出に寄与することができるのか実証実験を実施し、利活用の可能性を調査する。

2 概要

(1) 場所

伊東市大原二丁目75番地の1

伊東市役所庁舎敷地内の一部（別紙配置図参照）

※ 車両の設備（扉を広げる場合等の作業スペースも含む。）だけでなく、看板、のぼり等の設置位置も使用面積に含める。

※ 職員数：約500人

※ 来庁者数：約500人/日

(2) 出店形態

キッチンカー等の移動販売車により、ランチを含めた飲食物を販売する。

(3) 事業実施期間

事業開始日～令和8年12月28日

(4) 出店可能日

募集期間のうち、次のア又はイの日を除き、本市が決定した日において出店することができる。

ア 公用又は公共用に供する日

イ その他の状況に鑑み、その出店が適切でないと市長が判断する日

(5) 出店時間

10時00分から16時00分まで（準備、片付け及び退出の時間を含む。）

ただし、11時30分から13時30分までの間は必ず出店するものとする。

(6) 使用料

実証実験期間中の使用料は、無料とする。

(7) その他経費

出店に要する経費は、事業者の負担とする。

3 応募資格

- (1) キッチンカーの営業等に関して、伊東市内で有効な許可等を有していること。
- (2) ランチを販売すること。

- (3) 納期限の到来している国税、都道府県税及び市町村税の未納がないこと。
※ 上記該当の有無については、必要に応じて課税資料等を閲覧することがある。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に課する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団等（それに類似する組織を含む。）、伊東市暴力団排除条例第2条大3号に規定する暴力団員等及び警察当局から排除要請があるものでないこと。
※ 上記該当の有無については、必要に応じて伊東警察署へ照会を行うことがある。
- (5) PL保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険に加入していること。
- (6) 破産手続開始の決定を受けている場合は、復権を得ていること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。
- (9) キッチンカーの営業等に関する許可等について、過去に取消処分を受けていないこと又は取消処分を受けたが当該処分に至った事由が改善され再度の許可等を受けていること。
- (10) 営業の拠点を静岡県東部地域又は賀茂地域のいずれかとしていること。

4 許可条件

- (1) 発電機や火気を使用する場合は、消防署等関係機関の指導に従い、消火器の設置等必要な措置を講じること。
- (2) 出店場所がロータリー付近であることに留意し、次のとおり安全管理を徹底すること。
- ア 自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを用意し、駐車する際に適切に取り付けること。
 - イ 車両を動かす際には、前後左右を確認する又は近くの方への声掛けを行うなど、安全管理を徹底すること。
 - ウ 車両の駐車及び看板等動産の設置に当たって、来庁者や通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底すること。
 - エ 混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。
- (3) 衛生面等について、次のとおり安全管理を徹底すること。
- ア 出店者は食品衛生責任者等の資格を有する者とし、出店の際は、原則として資格保有者が現場に常駐すること。
 - イ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- (4) 庁舎管理者から指示があった場合、それに従うこと。
- (5) 出店、食品及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。

- (6) 市の実証実験に関するアンケートに回答すること。
- (7) 本要項に定めるほか、関係法令を遵守し、市長の指示に従うこと。

5 使用制限

- (1) 来庁者、通行人及び近隣住民等に影響を与える行為、敷地内を歩きながらの販売、チラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み並びに大音量での音楽の再生は禁止する。
- (2) 店舗でゴミ箱を設置し、出店により発生したゴミは全て持ち帰ることとし、庁舎内のゴミ箱及び敷地内への投棄は禁止とする。
- (3) 庁舎（敷地内設備を含む。）の電源及び給排水設備は使用不可とする。
- (4) 敷地内は、加熱式たばこを含み全面禁煙とする。
- (5) 飲食用の共用スペースは市民ロビー、物見塚公園及び庁舎敷地内ベンチとする。
- (6) 許可区画以外の使用（のぼり等の設置を含む。）、駐車等は禁止とする。ただし、作業のため一時駐車が必要な場合は、事前に連絡の上、市が指定する場所を使用することができる。
- (7) 酒類及び市長が不適切と認めるものの販売は禁止とする。

6 許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、許可を取消すことがある。なお、許可の取消しにより、出店者に損失が生じたとしても、市では補償しない。

- (1) 許可物件を市において公用又は公共用に供する必要があるとき。
- (2) 使用者が条件に違反したとき又は要項に記載の内容に違反していると判明したとき。
- (3) 許可物件を第三者に使用させ、又は転貸したとき。

7 手続

(1) 申込

ア 出店を希望する場合は、市が定めた申込期間内に必要書類を提出すること。

※(2)提出書類に規定する書類一式とする。

イ 事前に出店スペースの確認を希望する場合は、現地確認が可能である。ただし、詳細を確認する場合は事前に連絡すること。

(2) 提出書類

ア 申込書兼誓約書

イ キッチンカーの営業等に係る許可書類の写し

ウ 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書の写し

エ PL保険（生産物賠償責任保険）等証書の写し

オ 加入している場合には、施設賠償責任保険等証書の写し

カ 普段の出店状態が分かる写真

キ 主なメニューや価格が記載されたパンフレット又は資料

(3) 提出先

ア 宛先 〒414-8555 伊東市大原二丁目 1-1 伊東市資産経営課

イ 電話番号 0557-32-1252

ウ メール sisan@city.ito.shizuoka.jp

(4) 提出方法

ア メール、窓口への持参または郵送にて期限までに提出すること。なお、メールの場合は、送信後電話にて受信の確認を行うこと。

イ 窓口での受理は、庁舎開庁日の9時から12時まで及び13時から17時までとする。

ウ 提出された書類は返却しないものとし、必要に応じて訂正や追加提出を依頼することがある。

エ 2回目以降の申し込みの場合は、(2)提出書類イからキまでの書類は省略可とする。ただし、イからキまでの書類に変更が生じた場合は、改めて最新の情報を提出すること。

8 日程等の調整

希望日が複数事業者で重複した場合には、以下の基準で日程等の調整を行う。

(1) 下記に該当する場合は、優先的に調整する。

個人事業主の場合は、伊東市内に店舗を構えていること又は伊東市在住であること。

法人の場合は、代表者が伊東市在住であること又は主たる営業所の所在地が伊東市内であること。

(2) 上記以外は申込順に調整する。

9 その他注意事項

(1) 出店スケジュール、出店者情報及び出店の様子に関し、本市ホームページ及び公式SNSにおいて公開することがあります。

(2) 災害等やむを得ない事情により、急遽出店の中止を指示することがあります。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、本市からの補償は一切行いません。

10 問合せ先

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

伊東市資産経営課

電話番号 0557-32-1252

メール sisan@city.ito.shizuoka.jp